

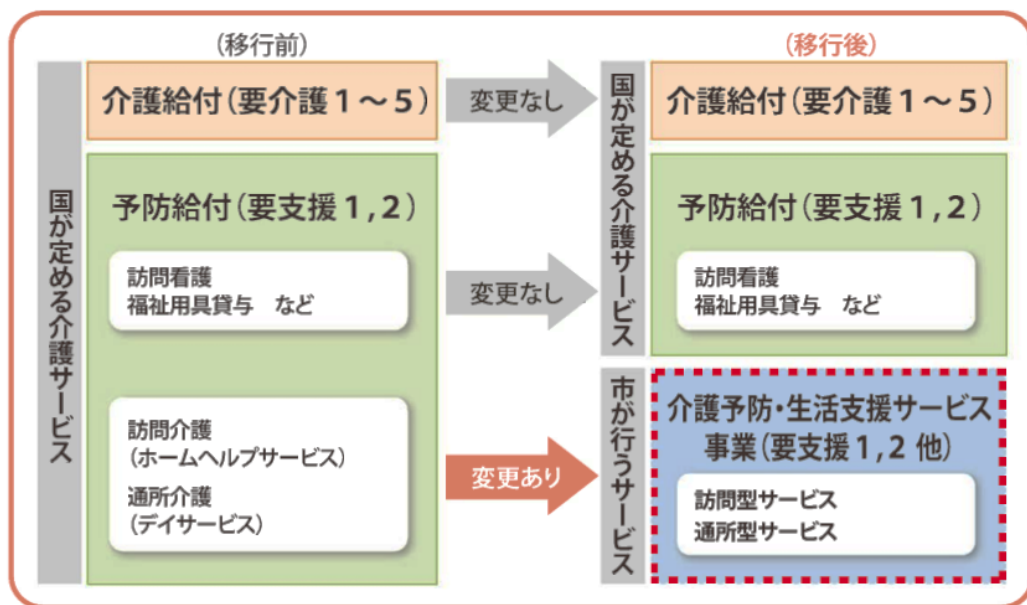


介護保険を知らしましょう！その3

介護保険制度は原則3年に一度見直しがあります。

1. 介護予防・生活支援サービス

2016年10月から介護保険の要支援1、2の認定を受けた方が利用する訪問介護（ホームヘルプサービス）、および、通所介護（デイサービス）は、これまでの全国一律のサービスから、各自治体が独自で行う「介護予防・生活支援サービス事業」へ順次移行しています。



介護保険被保険者証



2. 特養（特別養護老人ホーム）新規入居基準が要介護3以上になりました。

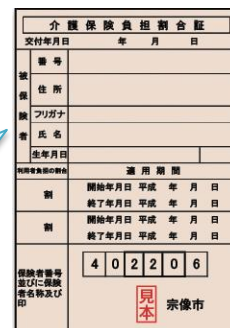
（2015年4月）

3. 一定以上の所得がある人は利用者負担が2割になりました。（2015年8月）

40歳～64歳までの人の利用者負担割合は1割です。

・介護保険負担割合証

要支援、要介護の認定を受けている人に、利用者負担割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。介護保険サービスをご利用の際は、「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」の2点を、事業者へご提示ください。



対象者		利用者負担割合
要支援・要介護認定を受けている 65歳以上の人	本人の合計所得金額が160万円以上の人	2割
	本人の合計所得金額が160万円未満の人	1割
下記以外の人		2割
本人も含め同一世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が右記の額		1割
単身は280万円未満		
2人以上は346万円未満		

* 所得の更生や同一世帯の65歳以上の人の増減により利用者負担が変更となる場合があります。



LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】エフコープ組合員活動部内LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192